明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**四）　一
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四）　八

〔告　示〕

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（**総務**一五）　二
○電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件（**同**一六）　四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置等を定める件（**同**一七）　一四
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件（**同**一八）　一五
○特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（**同**一九）　一五
○無線設備規則第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（**同**二〇）　一六
○総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件（**同**二一）　一六
○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**二二）　一七
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**四五）　一九
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（**同**四六）　二〇
○大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**四七）　二四
○宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**四八）　二五
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（**同**四九）　二五

〔人事異動〕

最高裁判所　二六

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　二九

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、基本測量関係　二九
事項関係

裁判所
破産、免責、再生関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他　八
会社決算公告　八

省令

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十日

総務大臣　高市　早苗